国民も企業も等しく知っておかねばならない
マイナンバー「利用・提供・収集・保管」
～国家政策（社会保障費公平性）
～法令順守とマイナンバー企業負担抑制のヒント

（2015年7月）

講師　社会保険労務士松本力事務所　松本　祐徳
（東京都社会保険労務士会臨海統括支部港支部所属）
〒107-0052　港区赤坂１－３－５赤坂アビタシオンビル8F
03-3958-8520・090-5556-2560

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

講師紹介

社会保険労務士松本力事務所　代表　松本 祐徳
〒107-0052　港区赤坂１－３－５赤坂アビタシオンビル８F(090-5556-2560)

【マイナンバー・個人情報保護法関連の活動実績】

1. コンサルティング
2. セミナー講師（民間企業、労保連東京や長野の経団連系主催）
3. 個人情報保護規程（作成及び雛型を使った社労士向け研修）
4. 執筆・全国紙への寄稿・取材協力
   ① 『マイナンバー制度法令・解説集』（自費出版）
   ② 『図解とQ＆Aですっきりわかるマイナンバーのしくみ』（宝島社）
   ③ 『週刊エコノミスト』（毎日新聞出版）への寄稿・取材協力
   ④ 『入門 マイナンバーの落とし穴-日本一わかりやすい解説』
   （週刊エコノミスト編集部編・毎日新聞出版）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

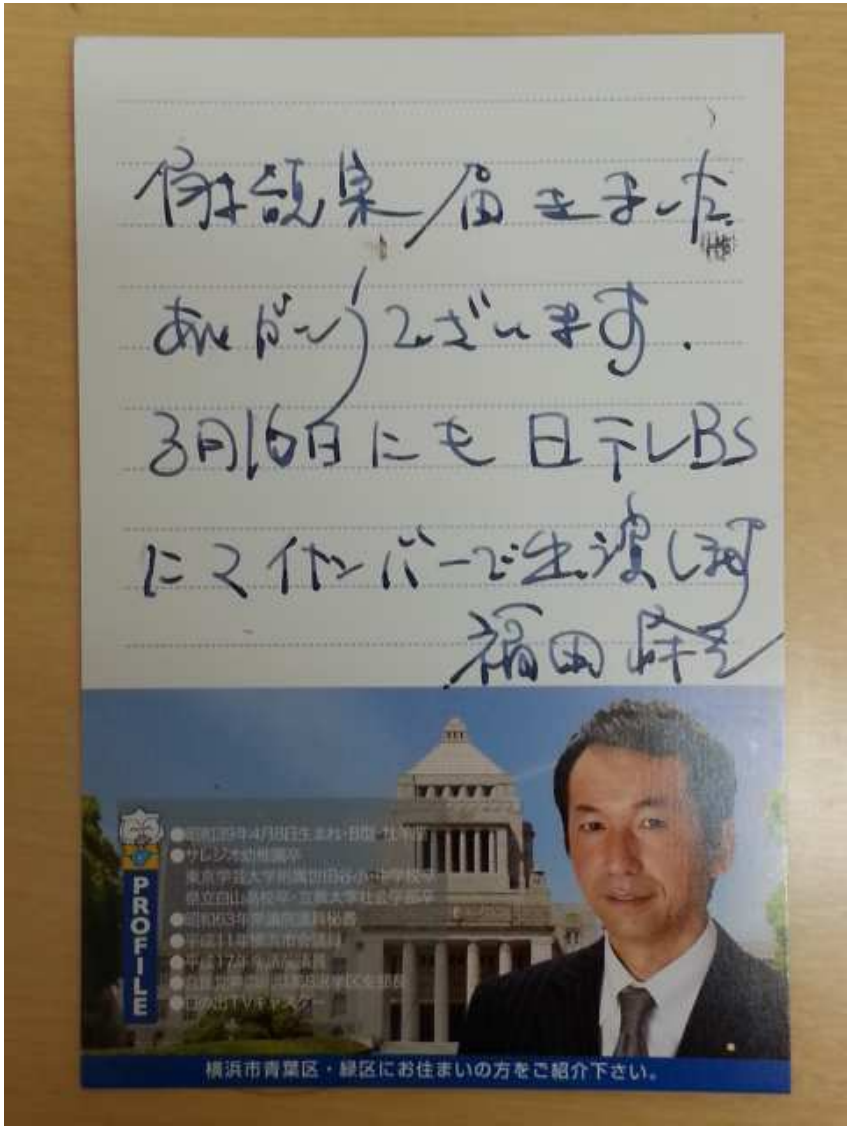

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

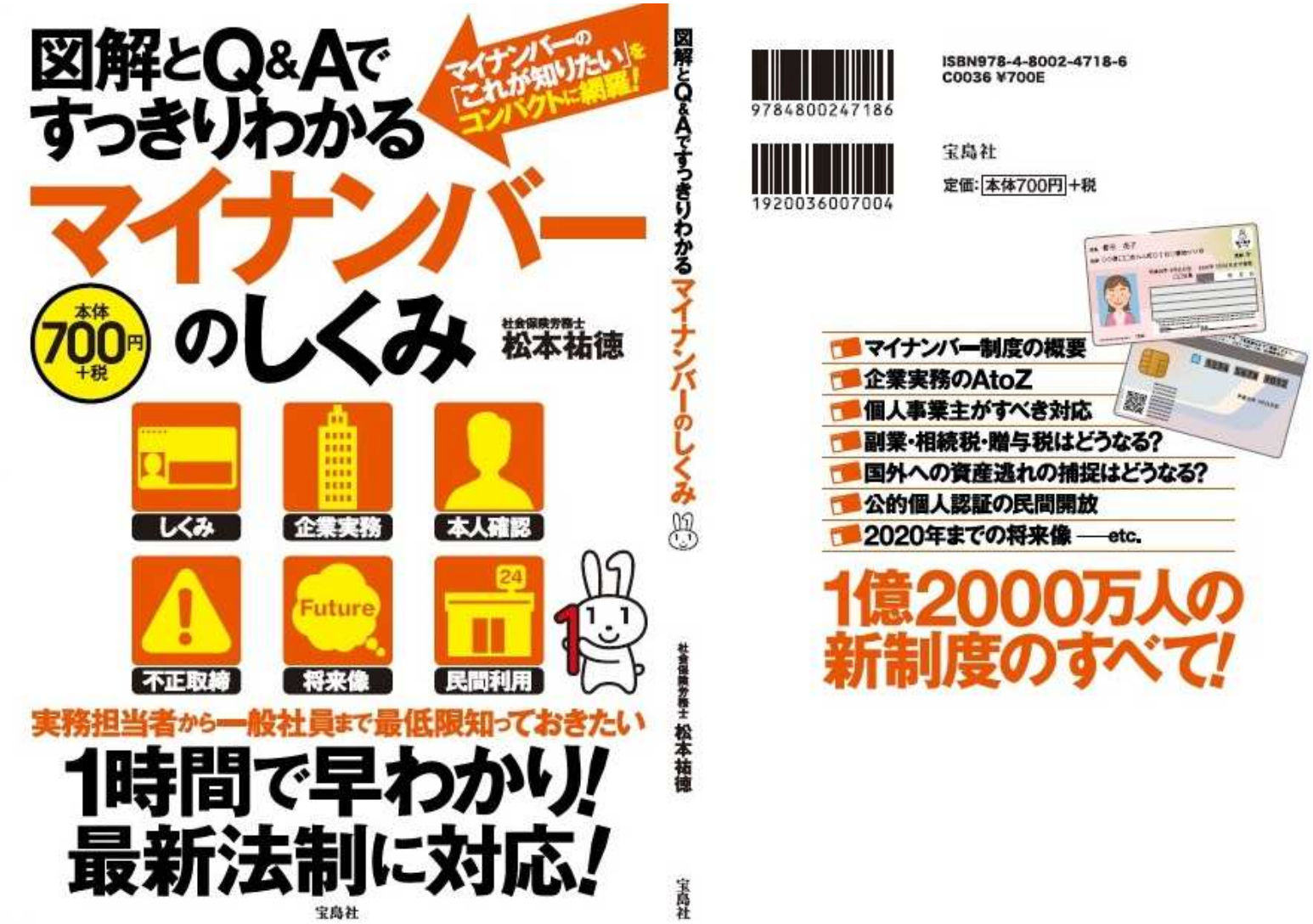

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

著者紹介

桐山 友一（週刊エコノミスト記者）
酒井 雅浩（週刊エコノミスト記者）
日下部 聡（毎日新聞記者）
青島 顕（毎日新聞記者）
鈴木 敦子（毎日新聞記者）
村田 顕吉朗／高山 弥生（村田顕吉朗税理士事務所税理士）
松嶋 洋（元国税調査官・税理士）
松本 祐徳（社会保険労務士松本力事務所代表）
坂本 団（弁護士）
山崎 文明（会津大学特任教授）
渡邉 雅之（三宅法律事務所弁護士）

入門　マイナンバーの落とし穴
——日本一わかりやすい解説

印刷日　2015年10月5日
発行日　2015年10月20日
編者　週刊エコノミスト編集部
発行人　黒川昭良
発行所　毎日新聞出版
〒102-0074
東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館5F
営業本部　03-6265-6941
図書第二編集部 03-6265-6746
印刷・製本　中央精版
ISBN978-4-620-32343-5
©Mainichi Shimbun Publishing Inc. 2015 Printed in Japan
乱丁・落丁本は小社でお取替えします。
本書を代行業者などの第三者に依頼してデジタル化することは、
たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

144

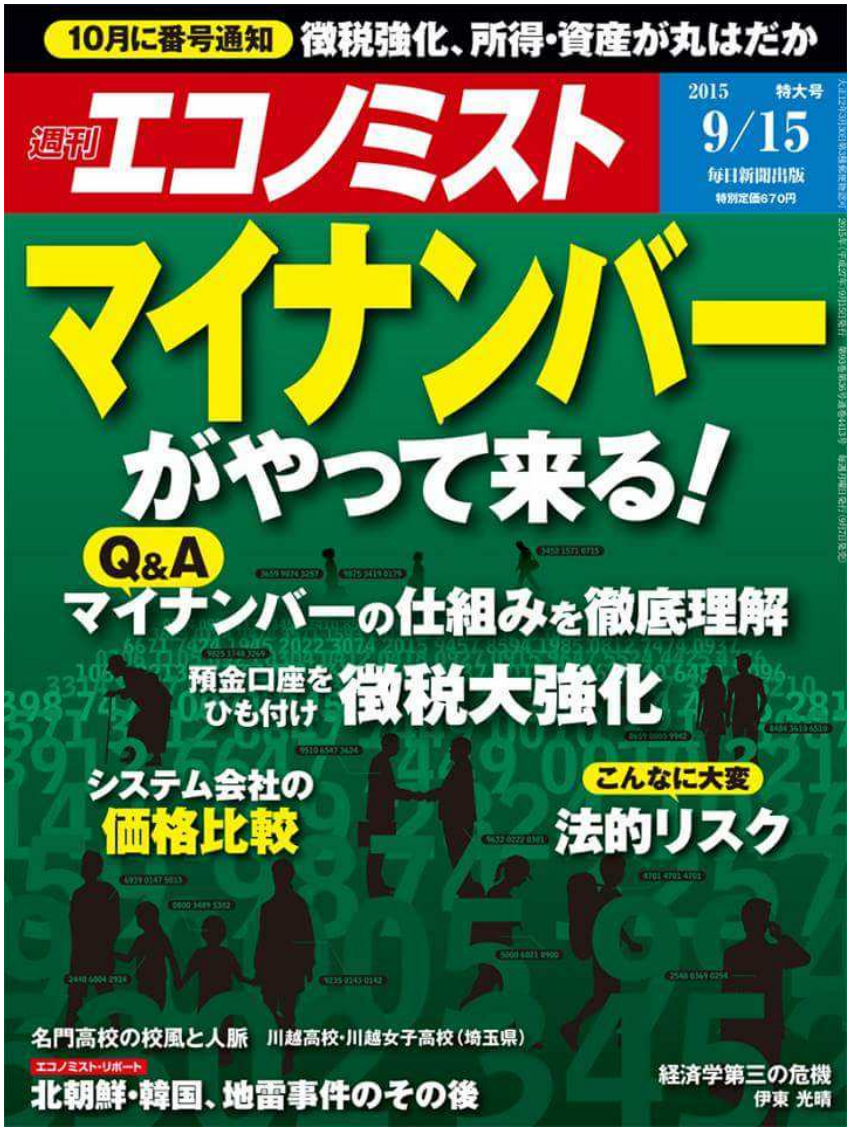

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバー制度

特定個人情報の3大保護措置

事務取扱従事者が中心となる安全管理措置（義務化）

経営者・一般の従業員も知るべき利用制限・提供制限の知識

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

第1章　基礎知識

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバー制度導入の目的（番号法第1条）

① 情報システムを運用した効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受
② 行政運営の効率化
③ 公正な給付と負担の確保（社会保障・税）
④ 手続簡素化による国民負担の軽減
⑤ 本人確認の簡素化と利便性向上
⑥ 特定個人情報の厳格な保護措置のため個人情報保護法等一般法に特例（安全管理措置・利用制限・提供制限3大保護措置）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

定義（番号法第2条）

個人情報取扱事業者（個人情報保護法の適用を受ける）
　個人情報データベース等を事業の用に供している者であって、6ヶ月以内のいずずれの日においても、取り扱う個人情報の件数が5000件を超える事業者（公的機関を除く）

個人番号取扱事業者
　他人の個人番号・特定個人情報を取り扱う全ての事業者

※　今年の通常国会の改正法案では「5000件超」の要件撤廃を審議中
　番号法から「個人番号取扱事業者」という用語も削除され、改正法公布日から２年以内に一律で「個人情報取扱事業者」となる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

限定された利用範囲

個人番号は、住民票を有する全ての者に、住民票コード11ケタを12ケタに変換して得られる番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

民間利用が禁止されている住基ネットと相違し、労働社会保険手続・税分野で「利用しなければならない」制度です。一方、マイナンバーは、本人の同意の如何に関わらず、番号法で限定的に明記された場合を除き、収集・保管・利用・提供してはならない個人情報に該当します。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

ロードマップ

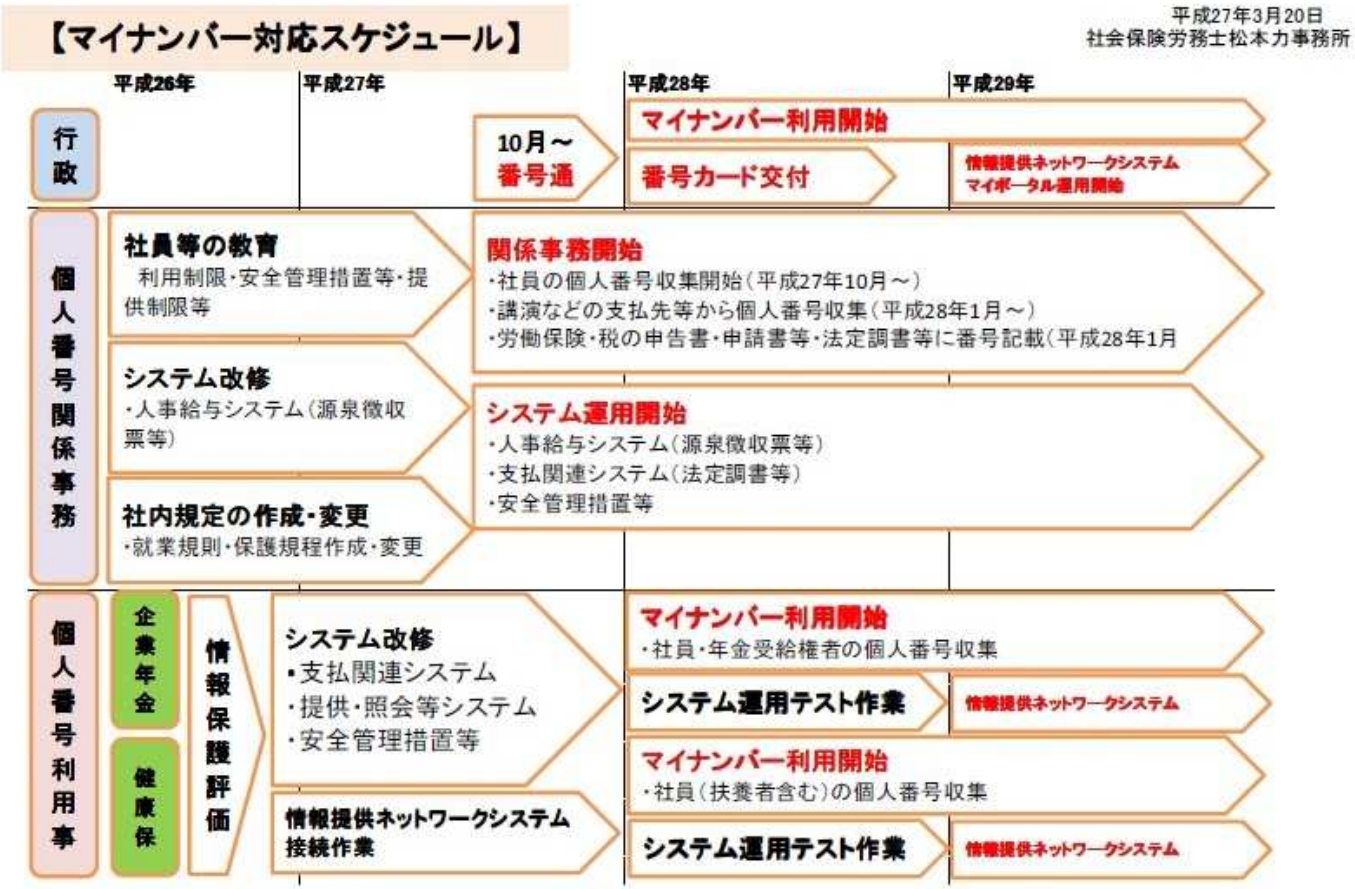

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

企業実務ロードマップ

- 平成27年10月　従業員のマイナンバー収集開始
  ※個人番号生成・指定施行日は平成27年10月5日
- 平成28年１月　雇用保険分野のマイナンバー施行
- 平成28年４月　雇用保険資格取得届に新卒採用者のマイナンバー
- 平成28年11月　扶養控除等申告書（全従業員等のマイナンバー）
- 平成29年１月　健康保険・厚生年金保険分野のマイナンバー施行
- 平成29年１月末　源泉徴収事務の終了

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

様式第2号（第6条関係）（第1面）

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別 1 3 1 0 1

1. 個人番号

2. 被保険者番号 □□□□-□□□□□□-□

3. 取得区分 □（1 新規 2 再取得）

4. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

5. 変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

6. 性別 □（1 男 2 女）

7. 生年月日 □-□□□□□□（2 大正 3 昭和 4 平成）
元号 年 月 日

8. 事業所番号 □□□□-□□□□□□-□

9. 資格取得年月日 4-□□□□□□
元号 年 月 日

10. 被保険者となったことの原因 □
1 新規雇用（新規学卒）
2 新規（その他）雇用
3 日雇からの切替
4 その他
8 出向元への復帰等（65歳以上）

11. 賃金（支払の態様ー賃金月額：単位千円）
□-□□□□□（1 月給 2 週給 3 日給 4 時間給 5 その他）
百万 十万 万 千円

12. 雇用形態 □（1 日雇 2 派遣 3 パートタイム 4 有期契約労働者 5 季節的雇用 6 船員 7 その他）

13. 職種 □（1～9）第２面参照

※公共職業安定記載

14. 取得時被保険者種類 □
1 一般 2 短期常態
3 季節 4 高年齢（任意加入）
5 出向元への復帰（65歳以上）

15. 番号複数取得チェック不要 □（チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

別表第六(一)

平成　　年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所			
	氏名	（役職名）	個人番号	

種別	支払金額	給与所得控除後の給与等の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	千　円	千　円	千　円	千　円

控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数			障害者の数		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有・無	従有・無		特定	老人	その他	特別	その他				
老人控除対象配偶者		千　円	人　従人	人　従人	人　従人	人	人	千　円	千　円	千　円	千　円

控除対象配偶者	氏名		個人番号	
控除対象扶養親族	氏名		個人番号	
	氏名		個人番号	
	氏名		個人番号	
	氏名		個人番号	
	氏名		個人番号	
	氏名		個人番号	

（摘要）

支払者	住所（居所）又は所在地			
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号	

（用紙　日本工業規格　A５）

税分野の申告書関係

平成25年１月１日以後に提出すべき以下の申告書に関し、事業者等は、提出を受けた申告書の提出期限の属する年の翌年１月10日の翌日から7年間保存しなければならない。ただし、税務署から提出を求められた場合には提出する必要がある。

	申告書
1	給与所得者の扶養控除等申告書
2	従たる給与についての扶養控除等申告書
3	給与所得者の配偶者特別控除申告書
4	給与所得者の保険料控除申告書
5	退職所得の受給に関する申告書
6	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
7	給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

外部のマイナンバーを数多く管理する主な団体（例）

① 行政機関（税務署、労基署、ハローワークなど）
② 地方公共団体（転入手続、住民税、医療保険、介護保険、国民年金、社会福祉などの事務）
③ 独立行政法人等（日本年金機構など）
④ 地方独立行政法人
⑤ 地方公共団体情報システム機構（番号生成、本人確認情報等）
⑥ 情報提供者及び情報照会者として情報提供ネットワークシステムに接続し、行政機関等と情報連携する事業者（共済組合、国保や協会けんぽや総合組合たる健保組合や後期高齢者医療広域連合等の医療保険者、企業年金、社会福祉協議会など）
⑦ 銀行、証券、生損保などの金融機関（顧客の支払調書、預貯金口座）
⑧ 委託（社労士・税理士など）
⑨ 人事・給与等の情報をクラウド上で管理する事業者（ASP事業者など）
⑩ プロスポーツなど選手に契約金を支払うような団体
⑪ 人の入れ替わりの激しい事業者（人材派遣など）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバーの利用対象

① 特定された一部の事業者を除き、取り扱うマイナンバーは社内・弁護士等の顧問・講師、株主などに限定される。

② 取引先のマイナンバーを取得する業務はない

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバーの利用頻度

① 税務では、年1回全社員等のマイナンバーを収集する業務は「源泉徴収事務」のみ。「扶養控除等申告書」等は紙面で管理するのが一般的（所管法令における保管期間7年）。

② 厚生労働省が現時点までに発表した労働社会保険事務手続書類では全従業員のマイナンバーを一斉収集する機会がない。
社会保険の算定基礎・賞与支払届は70歳以上被用者のマイナンバー記載が必須（通常の従業員のマイナンバーは記載しない）。

利用頻度が低いのに、中小規模事業者が大幅なシステム改編をする必要があるか？→シンプルな管理による負担軽減を考える必要性

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

税・労働社会保険の書類の保管パターン

① 電子申請を実施している場合と、手書提出している場合での相違
② 電子申請：電磁的記録が残る
③ 紙面：様々・・・

雇用保険や健康保険・厚生年金保険の資格取得：1枚つづり
→マイナンバーを記載した書類を提出し被保険者証や通知を受領するが、マイナンバーは記載されない模様（確定していない）
雇用保険離職票：3枚つづり（職安分・事業主控・離職票）
→保管期間4年（現在、事業主控にマイナンバーが複写されるか確定していない）・・・どうも事業主控には複写されない方向性

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバー負担軽減への対応策①

① 極力保有しない工夫をすること
② 管理媒体（電子・紙面）を分散させないこと
③ 事務取扱従事者（システムならアクセス権含む）を限定すること
④ 低頻度の利用率の場合、必要に応じて従業員の個人番号を収集する又は従業員に直接記入（若しくはシステム入力）してもらう等の対策も考えられる。
⑤ 「情報システムで管理することを義務化していない」
「安全管理措置を講じていれば紙面で取り扱うのは問題ない」
※紙面のほうが、情報漏えいリスクが低い

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバー負担軽減への対応策②

明らかなことは

① 年に1度の源泉徴収事務以外、１人当たりの利用はイレギュラー（70歳以上被用者を除く）であること

② 委員会は情報システム化で管理することを強制していない（紙面管理を否定していない）こと

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバー教育の必要性

企業によって、管理方法（システム、紙、委託）や規模（「個人情報取扱事業者」「中小規模事業者」「個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者」など）も様々。

就業規則作成同様、全社にフィットしたものを提唱するのは困難（運用が開始されていないため絶対的な方程式は存在しない）。

単に「事例」だけでは思い込みにとらわれる・・・法的根拠の重要性

→個別相談・社員教育（一定の法知識）が必要。

法令順守することが重要なことです。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバーの提供を拒否した場合①

社会保険関係の届出書様式（案）の注意書きの写しでは
「必ず本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方で、基礎年金番号がある場合は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。個人番号を記入できない場合は、「⑪住所」欄に現住所と理由を必ず記入してください。」
※雇用保険の届出書には同様の注意書きはない。
→事業者は所轄の行政官庁に指示を仰ぐことになる

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバーの提供を拒否した場合②

行政官庁では

住基ネットサーバーを経由し、地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報に基づきマイナンバーを調べる
また、情報提供ネットワークシステム稼動後、情報照会により特定個人情報の提供を求めることが可能となる（行政機関同士の連携開始は平成29年１月予定、地方公共団体参入は同年７月予定）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

番号法と一般法の相違について

① 番号法は一般法である個人情報保護法等の特別法
② 社会保障、税、災害対策に関する行政分野において、限定的に利用される制度。
③ 個人番号を含む個人情報（特定個人情報という）は包括法規である一般法の適用を受ける。
④ 個人番号は、番号法に限定的に明記された場合を除き、「利用」「提供」「収集」「保管」が禁止されている。
⑤ 本人の同意があっても目的外利用を禁止
⑥ 第三者提供の規定は適用除外
⑦ 開示請求等の代理権を任意代理人まで範囲拡大（「国民監視」 国民不安の解消策）
⑧ 全ての事業者に、取扱規程策定を含めた安全管理措置を義務化
⑨ 罰則の強化

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

条	行為者	行為	罰則
第67条	個人番号利用事務等、個人番号の指定又は通知、個人番号とすべき番号の生成又は通知、機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者	正当な理由がなく特定個人情報ファイルを（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供	４年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
第68条	同上	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用	３年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
第69条	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者	情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用（法第25条違反）	同上
第70条	欺き、暴行、脅迫、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の個人番号保有者の管理を害する行為をする者	個人番号を取得	３年以下の懲役又は150万円以下の罰金（刑法その他の罰則の適用を妨げない）
第71条	国の機関・地方公共団体の機関・機構の職員、独立行政法人等・地方独立行政法人の役員又は職員	職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第72条	特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員	秘密を漏えい又は盗用（法第48条違反）	同上
第73条	委員会から法第52条第２項乃至３項の規定による命令を受けた者	命令に違反	２年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第74条	法第52条第１項に基づく委員会の報告及び立入検査等の対象となった者	委員会に対する報告又は資料提出をせず、虚偽の報告、虚偽の資料提出、質問に対する答弁拒否、虚偽の答弁、検査拒否・妨害・忌避	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第75条	通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受ける	６月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※第67条から第72条までの規定は、日本国外における違反者にも適用（第76条）
※第67条、第68条、第70条、第73条から第75条までの違反行為は、行為者だけでなく法人等にも各本条の罰金刑が課される（第77条）。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

個人番号カードの様式

表面(案)

裏面(案)

出典：総務省「社会保障・税番号制に向けた準備について」

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

個人番号と住民票コードの相違

	住民票コード	個人番号
	住基カード未掲載（秘匿されるべき番号）	個人番号カードの券面に番号を記載
	住基カードの写真は任意	個人番号カードに写真添付
	写真未添付では、郵便局などで身分証明書として受け付けられない	身分証明書として番号の告知・明示が可能 マイナンバーの真正性（個人番号カードは本人のものであることを証明する証明書）
	民間利用は一切禁止	社会保障・税・災害対策の手続の範囲内で民間事業者も利用
	申請すれば理由がなくとも変更可能	変更は番号が漏洩して不正に用いられる恐れがあると認められる場合のみ
	自治事務	第1号法定受託事務

住民基本台帳カードに関する規定は削除され、個人番号カードに移行されます。個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行われず平成27年12月以前に発行された住基カードは有効期間までの利用が可能。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

死者の個人番号・特定個人情報の保護①

個人情報保護法

保護の対象は、「生存する」個人情報

→死者に関する情報については、保護の対象外

特定個人情報についても同様の取扱い

個人番号・・・生存者の個人番号であることを要件としない

→死者の個人番号も保護の対象

条文で「個人番号」を用いる利用（第9条）、安全管理措置（第12条）は死者の個人番号にも適用される。なお、「特定個人情報」を用いる提供・収集・保管に関しては、その制限は受けない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

死者の個人番号・特定個人情報の保護②

事　例

死亡の届出等により、死者の個人番号が必要になる場合には、当該死者の個人番号を知っている者が番号法の提供制限を受けず、行政機関等の要求に従い、個人番号を提供することができる。

提供を受けた行政機関等は取得・保管し、特定個人情報保護委員会ガイドラインに従い、かつ番号法の利用制限の規定に従い、必要な限度において個人番号を利用することができる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

第2章　利用･提供･収集等

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

定義

利用
同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動

提供
法的な人格を超えて特定個人情報が移動すること

収集
集める意思を持って自己の占有に置くこと

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

利用（例）

　同一法人格内の営業部に所属する従業員等の個人番号が、営業部庶務課を通じ、給与所得の源泉徴収票を作成する目的で経理部に提出される場合

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供（例）

同系列会社間で従業員の個人情報を共有データベースで保管している場合の取扱

① 従業員が出向した場合、本人を介在させず、共有データベース内で自動的にアクセス制限を解除し、出向元から出向先へ個人番号を移動させることは提供制限に違反する。本人の意思に基づく操作である必要がある。（法人格を超えて特定個人情報が移動）

② 従業員が所属する会社のファイルにのみ個人番号を登録する場合、他社が個人番号を参照できないシステムを採用すること

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

収集（例）

① 人から個人番号を記載したメモを受け取ること
② 人から聞き取った個人番号をメモすること
③ 電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること又はプリントアウトすること

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

利用に関する根拠条文（事業者向け抜粋）

個人番号を利用することができる事務の範囲

① 個人番号関係事務【番号法第9条第3項】

② 人の生命、身体又は財産の保護【番号法第9条第5項、同法第29条第3項による読替規定個人情報保護法第16条第3項第2号、番号法第32条】

利用目的を超えた個人番号の利用禁止

③ 利用目的を超えた個人番号の利用禁止【番号法第29条第3項による読替規定個人情報保護法第16条第1項、番号法第32条】

④ 合併、分社化、営業譲渡の場合【番号法第29条第3項による読替規定個人情報保護法第16条第2項】

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

利用に関する根拠条文

例外的な取扱いができる場合

⑤　激甚災害等の有事において金融機関が目的外利用する場合【番号法第9条第4項、第29条第3項による読替規定個人情報保護法第16条第3項第1号、番号法第32条、番号法施行令第10条】

⑥　人の生命、身体又は財産の保護【番号法第29条第3項による読替規定個人情報保護法第16条第3項第2号、番号法第32条】

※「個人番号を利用することができる事務の範囲②」と同じ

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

①個人番号関係事務

事業者が、法令に基づき、従業員等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、雇用保険・健康保険・厚生年金保険・国民年金・介護保険の届出書類に記載して、税務署・ハローワーク・年金事務所・健康保険組合等に提出する事務

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

②･⑥人の生命、身体又は財産の保護

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

※第19条第13号で事例

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

③利用目的を超えた個人番号の利用禁止

番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、特定された利用目的を超えた特定個人情報の利用を禁じている。

利用目的の特定の方法（金融機関の場合）

「金融商品取引に関する支払調書作成事務」

「保険取引に関する支払調書作成事務」

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

④合併、分社化、営業譲渡の場合

A社がB社を事業承継した場合、源泉徴収票作成事務のために保有していたB社の従業員の個人番号を、本人の同意があったとしても、雇用保険給付金申請の事務のために利用することはできない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

⑤激甚災害等の有事において金融機関が目的外利用する場合

銀行等の預金等取扱金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、生命保険会社又は損害保険会社と同様の業務を行う共済団体が、激甚災害発生時又は立入制限若しくは立入禁止区域又はこれらの区域からの退去命令が下された場合に、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で取得していた個人番号を、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用し、金銭の支払を行う場合

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供に関する規定一覧（事業者向け抜粋）

① 個人番号の提供の要求【第14条第１項】

② 個人情報保護法第23条「第三者提供」適用除外【第29条第３項】

③ 個人番号の提供の要求の制限【第15条】

④ 特定個人情報の提供の制限【第19条第２・３・５・10・11・13号】

⑤ 個人情報保護法第27条第２項第三者提供停止【第29条第３項】

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

事業者による個人番号収集手順

※個人情報保護法第15条第１項（利用目的の特定）

↓

※個人情報保護法第18条第１項（利用目的の通知等）

↓

番号法第14条第１項（個人番号の提供の要求）

↓

番号法第19条第３号（本人又は代理人による特定個人情報の提供）

↓

番号法第16条（本人確認措置）

↓

※個人情報保護法第17条（適正取得）

↓

※個人情報保護法第19条（データ内容の正確性の確保）

※個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者は義務は課されない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供の要求（番号法第14条第１項）

「個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人若しくは他の個人番号利用事務実施者又は他の個人番号関係事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。」

事業者が従業員等の個人番号の収集のため、従業員等から個人番号の提供を求めることができる根拠条文。

本人・・・番号法第19条第3号に対応
他の個人番号関係事務実施者・・・番号法第19条第2号に対応

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

「他の個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者」に対する提供の要求（例）

従業員に対し、給与の源泉徴収事務のため、当該従業員の扶養親族等の個人番号を記載した扶養控除等申告書の提出を求める場合

この場合、従業員は「個人番号関係事務実施者」に該当する

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

従業員の個人番号関係事務としての機能

「健康保険被扶養者（異動）届」

届出の義務は、被保険者（事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出）にあるため、被保険者は、個人番号関係事務実施者として、被扶養者の個人番号を取り扱う。

「扶養控除等申告書」

所得税法第194条第１項に基づき、提出義務のある従業員が個人番号関係事務実施者として、扶養親族等の個人番号を取り扱う。

「国民年金第３号被保険者関係届」

届出の義務は、被扶養配偶者（事業者又は事業者の委託を受けた健康保険組合を経由して日本年金機構に提出）にあるため、第２号被保険者に該当する従業員は個人番号関係事務実施者ではなく代理人に該当する。この場合、事業主が被扶養配偶者の配偶者である役員又は社員に委託する方法が現実的（代理人として機能させると、①代理権確認、②代理人の本人確認措置、③被扶養配偶者の個人番号確認という手続が必要になる）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

従業員に対する利用目的の特定・通知方法

「健康保険・厚生年金保険の届出事務等」の「等」は包括的に利用目的を特定した明示には当たらない。

1.対象事務

「雇用保険・健康保険・厚生年金保険・国民年金・介護保険届出事務及び源泉徴収事務を処理するため」

2.取得対象者

「役員、従業員及び健康保険法に規定する被扶養者及び国民年金法に規定する被扶養配偶者並びに所得税法に規定する扶養親族等」

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

マイナンバーの真正性（第16条本人確認措置）

マイナンバー制度は個人番号だけでは本人であることを証明できない。常に個人番号と身元の確認がセットとなる。なお、添付書類なく、本人であることを唯一証明できるのが個人番号カードである。

日本年金機構では、平成26年10月以後、新たに基礎年金番号を付番する被保険者を対象に、住基ネットを利用して本人確認を実施。
マイナンバー施行に先行し、なりすましによる健康保険不正受給対策。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

従業員等の身元確認の省略（則第3条第5項）

「本人から個人番号の提供を受ける場合であって、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、本人確認を要しない。」

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

収集の時期

従業員等の源泉徴収事務や労働社会保険事務の場合

　雇用契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で可能（原則は、個人番号関係事務が発生した時点）

非上場会社の株主に対する配当金の支払事務及びこれに伴う支払調書の作成事務の場合

株主が株主としての地位を得た時点（原則は支払の確定の都度）

地代等の支払事務及びこれに伴う支払調書の作成事務の場合

　契約時点（賃料の金額により契約時点で支払調書の作成が不要であることが明らか場合を除く）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

「第三者提供」の適用除外

個人情報保護法第23条第４項第３号は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、第三者提供に当たらないとしているが、番号法では、同法第23条を適用除外にしていることから、通常の「提供」に当たる。

特にグループ会社で個人データを共同利用している場合は注意を要する。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

個人番号の提供の要求制限

第15条では、第19条第１号から第14号に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対する個人番号の提供の要求を禁止している。

※第19条は特定個人情報を提供できる場合を限定した規定

事業者が、従業員等に対し、個人番号の提供を要求する場面は、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定されている。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

特定個人情報の提供の制限

第19条は14項目にわたり、特定個人情報を提供することができる場合を限定的に明記（これ以外の場合、提供を禁止）

※事業者及び従業員に必要な項目は、第2・3・5・10・11・13号

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供することができる場合①

第19条第2号

個人番号関係事務実施者による提供

提供先は、税務署、年金保険者、医療保険者、ハローワーク、地方公共団体、金融機関、勤務先などになる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

クイズ（第19条第2号）

Q　支払金額が所管法令の定める一定の金額に満たず、税務署長に提出する必要がないとされている支払調書に個人番号を記載して税務署長に提出してしまった場合は目的外の利用として利用制限に違反するか？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

解答（第19条第2号）

A　提出することは禁止されておらず、支払調書であることに変わりはないため、違反行為には当たらない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供することができる場合②

第19条第3号

本人又はその代理人による提供

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

クイズ（第19条第3号）

Q　従業員等が個人番号関係事務実施者として扶養親族の個人番号を扶養控除等申告書に記載して、勤務先である事業者に提出する場合に、事業者は番号法上の監督義務を負うか？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

解答（第19条第3号）

A　従業員等は自ら個人番号関係事務実施者として扶養親族の個人番号の提供を受け、扶養控除等申告書を事業者に提出するものであることから、事業者が番号法上の監督義務を負うものではない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供することができる場合③

第19条第5号

委託又は合併等に伴う特定個人情報の提供

第19条第10号

株式等振替制度を活用した提供

説明

株式会社は、株主配当に係る支払調書の株主氏名や住所について、振替制度を活用して証券会社から入手している。振替機関又は口座管理機関は番号法施行後も株主の支払調書に係る特定個人情報を従来の流れで提供することができる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供することができる場合④

第19条第11号

　特定個人情報保護委員会からの提供の求めに基づく特定個人情報の提供

説明

　特定個人情報保護委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法第52条第１項（報告及び立入検査）の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、特定個人情報保護委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

提供することができる場合⑤

第19条第13号

人の生命、身体又は財産の保護

事例

客が小売店で個人番号カードを落としていった場合、その小売店は警察に遺失物として当該個人番号カードを届け出る（提供）ことができる。

届出を受けた警察は、落とし主を探す目的を達成するため個人番号カードを利用することができる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

第三者提供の停止読替規定
（利用停止はあってはならないことです）

特定個人情報を提供することができるのは、第19条各号に当てはまる場合に限定されているので、保有個人データである特定個人情報が違法に第三者に提供されていることを知った本人から、その提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代わりの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められており、この点は個人情報保護法の取扱いと同様です。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

収集又は保管の制限（第20条）

何人も、社会保障、税、災害対策の手続きに必要な場合など、第19条第14号までに掲げる事項以外の理由で、従業員や顧客など他人の個人番号を含む特定個人情報を収集又は保管することは、本人の同意があっても禁止されている。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q1

Q1　レンタル店の店員が本人確認のため、顧客から身分証明書として提示を受けた個人番号カードをコピーしたり、個人番号を書き写すことは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

A1

A1　×

　個人番号カードの提示を受けるだけでは「収集」に該当しないが、顧客の個人番号カードの裏面に記載された個人番号を書き写したり、コピーを取ったりすることは「収集制限」の規制を受ける。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q2

Q2　保険代理店や保険募集人が顧客の特定個人情報を収集し、自社のデータベースに保管することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

A2

A2　×

　顧客の特定個人情報は、保険会社の保有個人データに該当するため、当該特定個人情報を利用・保管する権限は保険会社に帰属する。

　個人番号関係事務の委託を受けて収集し、保険会社へ提供することは認められる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q3

Q3　出向･転籍元の事業者が、出向･転籍する従業員の特定個人情報を、本人の同意を得ないで、出向･転籍先へ提供することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

A3

A3　×

　出向･転籍先の事業者と委託契約又は代理契約を交わして個人番号関係事務の一部を受託し、従業員から個人番号の告知を受け、本人確認を行い、特定個人情報を提供しなければならない。なお、番号法は本人同意があっても第１９条各号に該当する場合を除き、提供行為を認めていない。加えて個人情報保護法第２３条は番号法の適用除外である。
※法人格を跨ぐこと（移転）になるため、提供制限の規制を受ける。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q4

Q4　個人番号関係事務に係る一連の作業範囲として、収集した個人番号を特定個人情報ファイルへ登録し、登録結果を確認するために個人番号をその内容に含む情報をプリントアウトすることは可能？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

A4

A4　〇

　個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理する目的で、収集した個人番号を特定個人情報ファイルへ登録し、登録結果を確認するために個人番号をその内容に含む情報をプリントアウトすることは、個人番号関係事務の範囲内での利用に該当

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q5

Q5　個人番号関係事務を処理する目的で、特定個人情報ファイルに登録済の個人番号を照会機能で呼び出しプリントアウトすることは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q5

A5 ○

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

Q6

Q6　社員の住所を調べる目的で照会した端末の画面に、特定個人情報ファイルに登録済の情報が表示されており、これをプリントアウトすることは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

A6

A6　×

　個人番号関係事務の範囲外での利用行為。個人番号をプリントアウトしないように工夫する必要がある。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

保管制限

個人番号は、番号法に規定された事務を処理するために収集又は保管することが目的とされるため、それらの事務を行う必要がなくなった場合には、原則として、個人番号を廃棄又は削除しなければならない。

※　所管法令で保管期間が定められている場合、保管期間経過後、速やかに廃棄しなければならない。期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムの構築をすることが望ましい。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

特定個人情報ファイルの作成制限（第28条）

個人番号関係事務に従事する者は、番号法第19条第11号から第14号に該当する場合を除き、当該事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成することが禁止されている。

事業者に関係するのは人の生命若しくは身体又は財産の保護のための提供を受けた場合に限定

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？①

Q1　社内資料として過去の業務状況を記録するため、特定個人情報ファイルを作成することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？①

A1　×

　単に社内資料として過去の業務状況を記録する目的で特定個人情報ファイルを作成することは、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲とはいえない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？②

Q2　個人番号関係事務の委託先が、委託者に対して業務状況を報告するために特定個人情報ファイルを作成することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？②

A2　〇

　委託先への監督の一環として、業務状況を報告させる場合には、特定個人情報ファイルを作成することは可能。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？③

Q3　個人番号の安全管理の観点から個人番号を仮名化して保管している場合において、その仮名化した情報と元の情報を照合するための照合表として特定個人情報ファイルを作成することは可能か？

　また、提出書類間の整合性を確認するため、専ら合計表との突合に使用する目的で個人番号を記載した明細表を作成することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？③

A3　〇

　個人番号関係事務の範囲内で、照合表や明細書を作成

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？④

Q4　障害への対応等のために特定個人情報ファイルのバックアップファイルを作成することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？④

A4　〇

バックアップファイルに対して安全管理措置を講じる必要がある。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？⑤

Q5　既存のデータベースに個人番号を追加することは可能か？

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？⑤

A5　〇

　ただし、個人番号関係事務以外の事務で個人番号を利用することができないようアクセス制御等を行う必要がある。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？⑥

Q6　個人番号をその内容に含むデータベースを複数の事務で用いている場合、個人番号関係事務以外の事務で個人番号にアクセスできないようアクセス制御を行えば、その個人番号関係事務以外の事務では、そのデータベースは特定個人情報ファイルに該当しない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要な範囲とは？⑥

A6　〇

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

第2章　マイナンバー制度

第3部 安全管理措置・委託

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

中小規模事業者とは

従業員の数が100人以下の事業者（①～④の事業者を除く）

① 個人番号利用事務実施者
② 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者（社労士）
③ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者
④ 個人情報取扱事業者

事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）を取り扱う従業者が限定的であること等から、講ずべき安全管理措置に関し特例的な対応方法が示されている。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

中小規模事業者の従業員の定義

① 中小企業基本法における従業員（労基法第20条の規定により解雇予告を必要とする労働者）

② 従業員数に含まれない労働者（労基法第21条）

・日雇い労働者（１箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

・２箇月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

・季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者（所定期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

・試の使用期間中の者（１４日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

③ 従業員数の判定：事業年度末（事業年度が無い場合には年末等）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

安全管理措置に関する規定

安全管理措置に関する規定

① 個人番号利用事務等実施者【番号法第12条】･･･死者の個人番号を含む

② 個人情報取扱事業者【個人情報保護法第20条】

③ 個人番号取扱事業者（個人情報取扱事業者除く）【番号法第33条】

④ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン【特定個人情報保護委員会】

従業員の監督

① 個人情報取扱事業者【個人情報保護法第21条】

② 個人番号取扱事業者（個人情報取扱事業者除く）【番号法第34条】

委託先の監督

① 個人番号利用事務等実施者【番号法第11条】

② 個人情報取扱事業者【個人情報保護法第22条】

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

番号法特有の安全管理措置項目

① 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

- 社内のどの事務で個人番号を利用するか
- 個人番号が事務に加わることによって、事務がどう変化するか

② 特定個人情報等の範囲の明確化

- 個人番号と、当該個人番号とセットで扱う個人情報の内容

③ 事務取扱担当者の明確化

④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

全事業者の安全管理措置の義務化

番号法は、個人番号・特定個人情報を取り扱う全ての事業者に、安全管理措置を義務化

① 特定個人情報に関する基本方針策定
② 取扱規程策定
③ 組織的安全管理措置
④ 人的安全管理措置
⑤ 物理的安全管理措置
⑥ 技術的安全管理措置

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

基本方針策定

現在、HP等で発信されている大多数の企業の基本方針は、「お客様の個人情報保護」に関する宣約であり、社員の個人情報保護方針は発信されていない。

一般の企業は、社労士や金融機関等のように顧客のマイナンバーを収集しないので、以下のような対外的メッセージは不自然。

「当社はお客様からお預かりしたマイナンバーを第三者提供しません」
「当社はお客様の同意があっても、お預かりしたマイナンバーを利用しません」

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

基本方針（例）

個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

株式会社甲乙

当社は、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため基本方針を定めます。

① 事業者の名称

株式会社甲乙

② 関係法令等の遵守

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用　等に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を遵守して、個人情報の適正な取扱いを行います。

③ 安全管理措置に関する事項

当社は、個人情報の安全管理措置に関し、別途「個人情報取扱規程」を定めています。

④ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について、ご質問・ご苦情の窓口

当社の個人情報の取扱いに関するご質問やご苦情は下記の窓口にご連絡下さい。

株式会社甲乙

個人情報保護管理事務局　個人情報保護管理統括責任者　　厚生　花子

TEL　03-XXXX-XXXX

E-mail　xxxx@mail.com

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

取扱規程策定とは？

① 「取得・入力段階取扱規程」
② 「利用・加工段階取扱規程」
③ 「保存・保管段階取扱規程」
④ 「移送・送信段階取扱規程」
⑤ 「削除・廃棄段階取扱規程」

取扱方法、責任者を設置すること及びその任務等、事務取扱担当者を設置すること及びその任務等を定め、「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」に関する事項を織り込む必要がある。

なお、従前の規程に、特定個人情報に関する事項を追加する方法で構わないとしている。

中小規模事業者は、各段階の取扱規程を書面化することまでは求められていない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

中小規模事業者の取扱規程

① 責任者と事務取扱担当者が、特定個人情報等を事務において使用すること等を明確にすること（部署名、事務名等により、担当者が明確になれば十分。ただし、部署名、事務名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要がある）

② 事務取扱担当者が変更となった場合には、責任ある立場の者が確認する手段により、後任へ確実な引継ぎを行うこと（担当者が変わっても取扱ルールが変わらないようにすること）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

事務フロー（中小規模事業者を除く）

源泉徴収票等を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。

- 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法
- 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法
- 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法
- 源泉徴収票等の作成方法
- 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法
- 源泉徴収票等の本人への交付方法
- 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法
- 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

組織的安全管理措置（中小規模事業者を除く）

① 組織体制の整備

明確にすべき点の整備

- 事務における責任者の設置及び責任
- 事務取扱担当者・役割・取り扱う特定個人情報等の範囲
- 複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任

責任者への連絡体制の整備

- 取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合
- 情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

組織的安全管理措置（中小規模事業者を除く）

② 業務日誌の作成（システムログ又は利用実績の記録）

- 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録（事務取扱担当者のログイン実績、アクセスログ等の記録）
- 書類・媒体等の持出しの記録
- 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録（委託した場合は廃棄証明書の取得）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

組織的安全管理措置（中小規模事業者を除く）

③　管理台帳の作成

- 特定個人情報ファイルの種類、名称
- 責任者、取扱部署
- 利用目的
- 削除・廃棄状況
- アクセス権を有する者

※　取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

管理台帳

記載事項	
登録日	
更新日	
基本	管理番号
	部門
	管理責任者
	情報名
	個人情報の内容
	利用目的
	件数（年・月・累計）
	情報媒体
開示対象／非対象	機微
	事故時の重大性
取得／入力	取得分類（社内作成・他社から入手等）
	取得方法（宅配・本人から直接等）
	移送／返信方法
利用／加工	利用可能者
	移送／返信方法
提供／委託	提供先
	移送／返信方法
	委託先
	移送／返信方法
保管／バックアップ	保管サイト
	保管場所
	バックアップ周期
	保管期間
	移送／返信方法
廃棄／削除	方法（紙・電子）
	移送／返信方法
備考	

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

組織的安全管理措置（中小規模事業者を除く）

④　情報漏えい等事案に対応する体制の整備

事実関係の調査及び原因の究明

→　影響を受ける可能性のある本人への連絡

→　委員会及び主務大臣等への報告

→　再発防止策の検討及び決定

→　事実関係及び再発防止策等の公表

⑤　取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

・　取扱状況について、定期点検又は他部署等による監査の実施

・　外部の主体による他の監査活動と合わせた監査の実施

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

組織的安全管理措置（中小規模事業者）

① 事務取扱担当者複数の場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。

② 業務日誌の作成

- 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。
- 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する

※ 管理台帳作成の義務はない

③ 情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。

④ 責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

人的安全管理措置

① 事務取扱担当者の監督

② 事務取扱担当者の教育

- 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業者に定期的な研修等を行う
- 特定個人情報等についての事務取扱担当者との間で秘密保持契約を締結する等守秘に関する事項を就業規則等に盛り込むこと

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

物理的安全管理措置①

① 特定個人情報等の取扱い区域

管理区域（書類の保管場所・サーバールーム等）の管理

- 入退室管理（ICカード、ナンバーキー等システム設置）
- 持ち込む機器等の制限等

取扱区域（特定個人情報等を取り扱う事務を行う場所）の管理

- 壁・間仕切り等の設置
- 座席配置の工夫（往来が少ない場所・覗き見の可能性が低い場所）

② 管理区域・取扱区域における機器・電子媒体等の盗難等の防止

- 施錠できるキャビネット、書庫、必要に応じて耐火金庫等へ保管
- 機器のみで運用されている場合、セキュリティワイヤー等で固定

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

物理的安全管理措置②

③　電子媒体・紙媒体の取扱いにおける漏えい等の防止

- 「持出し」とは、管理区域又は取扱区域の外（事業所内を含む）への移動
- 電子媒体

  持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等（電子申請で法定調書等を提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う）
- 紙媒体

  封緘、目隠しシールの貼付を行う等。

※中小規模事業者は、電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等の紛失・盗難防止対策を講じること。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

物理的安全管理措置③

④　個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

　事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除・廃棄する。

　個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する（削除又は廃棄を委託する場合には、証明書等による確認）

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

物理的安全管理措置④

- 機器・電子媒体
  データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元不可能な状態にすること
- 紙媒体
  焼却又は溶解のほか、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度にマスキングすること
- 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等の削除
  容易に復元できない手段を採用する
- 保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムの構築
- 保存期間経過後における個人番号が記載された書類等の廃棄を前提とした手続を定める。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

物理的安全管理措置⑤

中小規模事業者の場合、事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除・廃棄し、特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

技術的安全管理措置①

① アクセス制御による限定

- 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲の限定
- 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等の限定
- ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

② アクセス者の識別と認証

- ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

技術的安全管理措置②

中小規模事業者のアクセス制御・アクセス者の識別と認証

- 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

- 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

技術的安全管理措置③

③　不正アクセス等の防止

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み

- 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断
- 情報システム及び機器にセキュリティ（ウイルス）対策ソフトウェア等の導入
- セキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認
- 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

技術的安全管理措置④

④　情報漏えい等の防止

　特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

・　通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。

・　情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

再委託に対する許諾義務

個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

事例

事業者Aが従業員等の労働社会保険手続事務を社労士Bに委託している場合、Bは、委託者であるAの許諾を得た場合に限り、同事務を別の事業者Cに委託することができる。A→B→C→Dと順次委託される場合、Cは最初の委託者であるAの許諾を受けた場合に限り、Dに再委託することができる。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

委託先の監督

委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託先の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

※　委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではない。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

委託先の監督責任

A→B→C→Dと順次委託される場合、AはBに対する監督義務だけではなく、再委託先であるC、Dに対しても間接的に監督義務を負う。

※　必要かつ適切な監督を行わず、委託先・再委託（再々委託以降を含む。）から特定個人情報が漏えいした場合、委託先に対する監督責任を問われる可能性がある。

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

必要かつ適切な監督とは？

① 委託先の適切な選定

② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

委託先の選定

番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、予め確認しなければならない。

【確認事項】

① 委託先の設備
② 技術水準
③ 従業者に対する監督・教育の状況
④ 委託先の経営環境　など

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

委託契約の締結

【契約内容に盛り込まなければならない事項】

① 秘密保持義務
② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
③ 特定個人情報の目的外利用の禁止
④ 再委託における条件
⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
⑦ 従業者に対する監督・教育
⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定　など

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.

特定個人情報の取扱状況の把握

契約内容に、以下の条件を盛り込むことが望ましいとされる。

① 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化

② 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

2015 社会保険労務士松本力事務所 All Rights Reserved.